

平成25年8月30日

加西市議会議員 森元 清蔵 様

総務常任委員長 井上 芳弘

## 総務常任委員会視察報告書

1. 調査年月日 平成25年8月6日(火)～7日(水)
2. 視察先 広島県東広島市 福岡県宗像市
3. 視察目的 加西市でのふるさと創造会議の設立・運営にあたり、先行都市である、東広島市の住民自治協議会ならびに、宗像市のコミュニティ組織づくりについて視察研修を行う。
3. 出席者氏名 井上芳弘 黒田秀一 三宅利弘 土本昌幸 織部 徹 中右憲利  
長田謙一 大西真理子(事務局)

【東広島市】 (人口 183,325人 H25. 4. 1現在)  
調査日時 平成25年8月6日(火)13:30～15:30

### 調査事項 住民自治協議会の組織・運営について

【視察対応者】 市議会議員 寺尾孝治氏 ・ 事務局次長 藤瀬泰城氏 ・ 同主  
査 金築由美氏 ・ 企画振興部地域政策課長 古本克志氏 ・  
同係長 岡田昭彦氏 ・ 同主任 佐藤和則氏

東広島市の住民自治協議会は加西市のふるさと創造会議と同じく小学校区を基本単位として設立されているが、地域性に配慮しつつ、平成25年8月現在、46団体で設立されており未設立は1団体となっている。

組織づくりの背景として、市民の側からは時代とともに支えあいや助け合いの希薄化により、地域活動の維持など地域課題解決の困難さが生まれており、市民の力を活かした特色ある地域づくりが求められていること。

行政の側からも、市民ニーズの多様化・高度化による行政事務の肥大化の進行、結果として財政状況のひっ迫を招いており、行政だけで細かなサービスを提供することの限界が来ていること。

上記の理由から、各町行政区への事務委嘱から同一課題を持つ小学校区の住民自治協議会との協力・協働という「パートナーシップ」の関係に移行しようと進められたもの

である。

自治協議会の組織構成については、地域の課題等に総合的また柔軟に対応するため、「地域を代表する組織づくり」を目指し、小学校区単位を基本に、住民個人のほか、自治会、各種団体、市民活動団体、地域の学校、企業、事業者などで構成し、地域住民の連帯感と自治意識の高揚により、地域の課題を地域全体で解決を図って行くことを目的としている。

具体的な設立手順としては、平成21年度に市民協働のまちづくり指針、同行動計画を策定し、あらたな自治協議会組織の展望を目標年度等を明確に示し意識啓発に努めている。

平成22年度から24年度を、重点支援期間として、初年度は設立準備会の設置に努めている。区長会やまちづくり協議会など、地域の各種団体を包括した組織がある場合は、その団体を移行、発展させて準備会を設立している。

設立準備会では、①住民周知・住民、各種団体への参加呼びかけ。②地域課題のあらいだし、夢・方針づくりの検討。③地域まちづくり計画の作成。④組織化・役割分担の明確化等を図った上で設立総会の開催にいたっている。また平成24年度には第2期行動計画を策定するとともに、市民協働センターを各協議会だけでなく、市民、学生、各種団体の交流拠点として設置している。

この間、市の支援として、専門的な助言や司会等のできる人材の派遣、設立や初期活動にかかる経費の助成を行っている。結果として、初年度で10団体、23年度14団体、24年度には22団体と現在46団体の設立状況である。

組織体制の基本的な考え方として、地域づくり部会、生涯学習部会、環境部会、福祉部会、防災・防犯部会など機能的な部会性の導入を推奨し、各部会と類似した活動を行っている各団体が連携しながら、地域一体となった部会活動を展開しようとしている。

ただ、現時点では、各種団体を構成員とする地域協議会などもあり、柔軟な対応で地域の状況に配慮している。もちろん構成団体または各部会から選出される役員会、事務局体制、監査、最高意志決定機関としての総会等は明確である。

## 運営経費と財源について 地域づくり推進交付金

活動財源として、加西市との大きな違いは、区長報酬(加西市では行政事務委託料)や各種団体の活動補助金を可能な限り一本化し、地域の裁量で各事業への配分や用途の決定ができる交付金として住民自治協議会に一括交付する仕組みを創設していることである。行政の側からすれば、各担当課がそれぞれの団体に報酬や補助金として支出していたものを、地域政策課に統合し住民自治協議会に交付するため効率性がはかれる。地域はそれぞれの重要課題に重点配分することが可能となる。

交付金の各協議会への算定額は、各種統合補助金と事務経費等加算からなる均等割7

3万円と基準世帯数等を基準とする世帯割(広報配布の有無等で単価は異なる)で構成されている。1協議会あたり、平均1400世帯に対し280万円の交付金となっている。推進交付金制度そのものは25年度からの開始であり、25年度予算として1億3469万円である。その他協議会が活用できる支援制度として、元気・やる気応援補助金、地域が提案！新しい公共サービス応援補助金などの制度(25年度予算各600万円)などの制度もある。

また行政はまちづくりに対する、国や広島県の補助、助成制度の情報提供に努め、積極的に活用している団体もある。

### 地域担当職員制度について

行政と住民自治協議会とのパートナーシップ構築のため、地域担当職員制度を採用している。体制は全職員により住民自治協議会の区域ごとの在住職員を基本構成とする班を構成し(1協議会1班)、班には管理職による「班長」「副班長(協議会規模により複数)」を配置する。班長、副班長の職務は、住民自治協議会の会議に出席し、地域の情報や課題を共有するとともに、行政情報を提供しながら、地域との信頼関係を構築する。

また班員は、地域行事等に積極的に参加する。

### その他調査事項

住民自治協議会に関連して、東広島市河内町小田地区の2002年から独自にスタートしたまちづくり組織が地域で農事法人(集落営農法人ファーム小田)を立ち上げ活性化に取り組んでいる例、また協議会だけでなく、NPOをはじめとする市民活動団体、学生や企業などが、自主的に行う地域課題の解決や魅力向上に寄与する公益的な活動に対し、補助金を交付する「元気・やる気応援補助金制度」等の研修を行った。

**【宗像市】** (人口 96,420人 H25.4.1現在)

調査日時 平成25年8月7日(水)10:00~12:00

### 調査事項 宗像市のコミュニティづくりについて

**【視察対応者】** 議会事務局長 小田重和氏 ・ 同係長 中野寛治氏 ・ 市民協働・環境部 コミュニティ・協働推進課長 古川博章氏 ・ 同係長 福田佳久氏

### 設立の経緯

宗像市のコミュニティづくりは歴史があり、昭和50年には、コミュニティ会議が設置されまちづくりの方向性が検討されている。福岡県の施策により2地区を県コミュニティ地区に指定、昭和56年には宗像市コミュニティ振興対策総合推進規定を制定している。

その後も平成3年の第3次総合計画でコミュニティづくりの明記、平成9年にコミュニティ基本構想を策定、平成10年に担当部署として企画課にコミュニティ係を新設している。

活動拠点であるコミュニティセンターの整備も進めつつ、平成12年には3地区でモデルとしてコミュニティ運営協議会を設立。翌平成13年の第4次総合計画ではコミュニティづくりを中心施策に位置づけコミュニティ課を設置した。

平成15年に旧玄海町と合併、平成17年には旧大島村を編入合併しながら、その間9地区でコミュニティ運営協議会を設立。平成18年の大島地区の協議会設立で合併地区も含め、7年をかけて全13地区(内9地区は平成14年～16年)で設立を完了している。

平成24年に2地区が合併し現在コミュニティ運営協議会地区数は12地区である。

コミュニティ再構築の背景は、地域での少子高齢化や都市化、核家族化が自治会単位での活動を困難にしていること。行政の側からは、所得者層の減少と扶助費の増大。逆に交付税・補助金の削減などによる財政問題から行政サービスの拡充が困難になってきたことが要因となっている。

各まちづくり協議会は、地域住民が地域課題の解決に主体的に取り組み、行政と住民の役割を明確にし、対等な立場で協働のまちづくりを進めるという将来像を目標としている。

## コミュニティ運営協議会の組織について

宗像市の運営協議会は自治会と老人クラブ、子ども会育成連合会、青少年育成協議会などの地縁団体を主な構成団体としている。

具体的な設立手順としては、まず①区長会で説明、協議を行い、準備委員会委員の選出、招集。②準備委員会を設立し、規約・組織、事務局体制の検討。役員、部会員を選考し、総会資料を作成する。③設立総会の順序で開催に至っている。準備委員会立ち上げ時に自治体ごとに住民説明会も行い、1年～2年の間に運営協議会が設立されている。

組織体制の基本的な考え方として、公民館活動部会、青少年育成部会、健康福祉部会地域づくり部会などの部会制をとり、それぞれの部会活動の内容に共通する地域の団体で構成されている。また部会に参画する各構成団体で運営委員会を組織し、役員を選出している。

なかでも協議会事務局を住民主体の活動の要と位置づけており、複数の住民の事務局

に、月に4日程度市職員を勤務させていることが大きな特徴である。

### まちづくり計画の策定について

東広島市の住民自治協議会は準備段階で地域まちづくり計画を策定し設立に至っているが、宗像市では運営協議会設立後まちづくり計画を策定している。

計画は、住民主体で地域の将来像を考え、その実現のために「目標」「事業計画」を策定し、◎地域で実施。◎地域と行政で役割分担して実施。◎市担当課で計画に反映し、事業化を検討するものに分類し計画的、継続的に実施するものとされている。

具体的には、協議会設立後1年目に、地域住民による6回のワークショップを開催し、コンサルタントが取りまとめ、原案を作成する。2年目に原案に対する全世帯アンケートを実施し、本計画の策定が行われている。ただ内容については地域ごとの温度差があるのが現状とのことである。

### 運営経費と財源について

協議会の運営費用については、指定管理委託料、まちづくり交付金、活動補助金、住民負担金、などとなっている。

指定管理委託料については、コミュニティセンターが全12地区で整備を完了しており、各協議会が指定管理者として管理している。委託料には光熱水費基本料金、保守・点検委託料だけでなく、協議会の事務局人件費が算定されていることが特徴的である。(平成24年から人件費は交付金より算入。)

まちづくり交付金については、東広島市と同じく、行政区長委嘱制度の廃止も含め、市の各担当課から各種団体や各自治会に交付していた補助金・助成金を統合し、事務費等の上乗せ分と合わせ、用途を限定しない「まちづくり交付金」として一括交付している。平成17年から2年をかけて、この制度に移行している。交付金は均等割3.5、人口割5.5、面積割1の率での配分と一定の(高齢化率など)加算を行って各協議会に交付されている。平成24年度で1億4933万円となっている。

### 職員体制について

平成10年、企画課にコミュニティ係、平成13年の第4次総合計画でコミュニティ課としてきたが、本年より市民協働・環境部 コミュニティ・協働推進課とし、政策推進、コミュニティ、市民活動の3係に課長以下14名の配置となっている。そのうち6名の職員が協議会を担当し(1職員2協議会担当)、直接月に4日事務局勤務を行っている。担当職員は各種連絡、庁内調整、情報提供、協議会各会議の出席はもちろん、研修

会の開催など積極的役割をはたしている。

### **成果と課題**

コミュニティ運営協議会の成果は、地域の課題・問題の解決に地域住民が自ら考えて取り組むようになってきたこと。団体同士の交流の広がりとは何よりも、自分たちの地域は自分たちで守ろうとの意識が高まってきたことが成果となっている。

一方、行政職員、市民双方に目的の理解と意識の統一に不十分であること。地域での人材の発掘と育成。

まちづくり計画と今後のコミュニティビジネスの展開などに課題があるとされている。

以上